

令和2年10月30日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）の委託
に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

記

- 1 委託事業名 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場向け）」
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月22日（月）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) 観光プロモーション動画の制作
 - (2) 海外オンラインメディアでの広告・記事情報の発信
 - (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 11,900,000円（消費税等込み）
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - 10月30日（金）：公示・観光機構HPに掲載
 - 11月6日（金）：企画提案参加表明
 - 11月20日（金）：企画提案の受付・受領
 - 11月24日（火）：書類選考（一次審査）
 - 11月27日（金）：企画提案の審査（二次審査、委託事業者決定）
 - 11月下旬：契約締結・業務開始
- 6 その他
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から本事業に係る事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問や個別相談は、企画提案参加表明締切より3営業日後の15:00までメールで受け付ける。質問ならびに回答について当機構で取りまとめ、企画提案参加表明事業者に対し、メールで送信する。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の拡大、国際情勢の急変等により、本事業実施の中止や実施時期の変更、事業規模を縮小する場合もある。

【お問合せ】公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部
水谷 E-mail: m_mizutani@visithkd.or.jp
スコットニー E-mail: scotney@visithkd.or.jp

TEL: 011-231-6736

以上

「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年2月以降、訪日・来道外国人観光客が激減したが、海外対象市場カスタマー（個人）に対する北海道観光情報の発信を継続し、ポストコロナの海外旅行先として「北海道」の認知度・優先度を上げ、来るべき海外旅行市場の再開に向けカスタマーの関心を「つなぎとめる」継続的な取り組みが重要だと考える。四季がはっきりした豊かな北海道の大自然、地産地消の安全で豊かな「食」、多彩な「体験」や「文化」によって形成される北海道の高いブランド価値、ポストコロナにおける観光スポット・宿泊施設・飲食店等の「安心・安全対策」等、北海道ならではの「来訪価値」や「おもてなし」について、デジタルメディアを戦略的に活用したストーリー性のある情報発信を行う。また、HOKKAIDO LOVE プロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげる。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

- (1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。
 - ① 次のいずれかに該当する者であること。
 - I 民間企業
 - II 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - III その他の法人、又は法人以外の団体等
 - ② 暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。
 - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

- 4 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

- 5 委託事業費（上限） 11,900,000円（消費税等込み）

6 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結の日～令和3年3月22日（月）

(2) 業務スケジュール：

- 10月30日(金)：公示・観光機構HPに掲載
- 11月6日(金)：企画提案参加表明
- 11月20日(金)：企画提案の受付・受領
- 11月24日(火)：書類選考(一次審査)
- 11月27日(金)：企画提案の審査、委託事業者決定
- 11月下旬：契約締結・業務開始

※新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業短縮される場合があります。

(3) 業務完了日

令和3年3月22日(月)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 観光プロモーション動画の制作

- ① 業務内容：観光プロモーション動画を制作し動画共有サイトYouTubeに掲載する。
- ② 掲載開始日：令和2年12月以降
- ③ 提案内容：コンセプト、ストーリーをできるだけ具体的に提案すること。
- ④ モデル：モデルを起用する場合は日本国内在住者とする(海外からの招聘は不可)。
- ⑤ 動画の時間および本数：北海道の魅力を端的に伝え、来道への憧れを醸成する2~3分程度の動画1本、30秒程度の短い動画3本以上(左記を編集したものでも可)
- ⑥ 言語：英語およびフランス語
- ⑦ 動画の閲覧促進：デジタル広告・SNS広告等を活用し、YouTubeの視聴者を増やす施策について提案すること。
- ⑧ その他
 - I 観光機構が提示する掲載記事に基づき、委託事業者が掲載可否確認、情報収集、画像収集、記事作成、掲載を行うこと。
 - II 画像については、下記の事項を注意すること。
 - 高画質、高精細画像は必須とし、特に海外での知名度が充分ではない観光スポットの認知度を獲得する為、クオリティの高い画像が特に重要となる。
 - 「日本らしさ」、「北海道らしさ」が表面に出ている画像・映像を活用すること。
 - III 画像・映像収集方法を企画提案書に明示すること。画像を買い取る場合、予算を見積りに明示すること。買い取った画像は、著作権を観光機構所有とすること。
 - IV 掲載記事についてはネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること。
 - V 新型コロナウイルス感染症拡大関連を含む災害時などの突発的な記事投稿への対応については観光機構の指示により行うこと。

(2) 海外オンラインメディアでの広告・記事情報の発信

展開期間：

契約締結後~令和3年3月22日(月)

- ① 広告ならびに記事掲載メディアの提案

- I 海外対象市場のターゲット世代/ターゲット層に「北海道」を訴求するのに最も効果的な海外オンラインメディアをリサーチし、掲載候補メディア名ならびにメディア概要をあわせて提案すること。
 - II 掲載予定メディア数、掲載する広告および記事のボリューム（ページ数、文字数）、掲載予定時期、言語について明記すること。
 - III 提案したウェブサイトの詳細データ（ユーザー数、ユーザー男女別、国別、年齢層、PV数など）を明記すること。
 - IV 提案したメディアに、SNSソーシャルネットワークサービス（Facebook、Instagram など）がある場合、フォロワー数を明記し、具体的に活用する手法を提案すること。
- ② 広告ならびに記事内容の提案
- I 海外対象市場のターゲット世代/ターゲット層に「北海道」を認知させ、「北海道」への興味を高め、来訪動機の形成につながる広告および記事内容を提案すること。

(3) 対象市場及びターゲット ※(1)(2)共通

| 対象市場 | 言語 | ターゲット世代 | ターゲット層 | トライブ |
|------|----------|---------|----------------------------|---|
| イギリス | 英語 | ミレニアル世代 | モダンラグジュアリー層 親日層・訪日旅行検討層 | Foodies（食・グルメ） Green Travelers（自然・エコ） Local Culture（文化） |
| フランス | 英語・フランス語 | ミレニアル世代 | モダンラグジュアリー層 親日層・訪日旅行検討層 | Foodies（食・グルメ） Green Travelers（自然・エコ） Local Culture（文化） |

*ミレニアル世代：1980年代から2000年代初頭までに生まれ、インターネットが普及した環境で育った最初の世代で、パソコンよりスマホやタブレットを駆使する。

小学生の頃に家族旅行の経験が多く、旅行にはアグレッシブ。LINEで友人と繋がり、TwitterやFacebookも好む。情報の収集はSNSがトップ。

*モダンラグジュアリー層：ミレニアル世代を中心とする新型ラグジュアリー志向層。新しいことへの挑戦、自分にとっての意義を重視する特徴を持つ。本物の体験、エコツーリズム、サステイナビリティ、ボランツーリズム、一生に一度の体験などの旅のニーズがある。

[補足] イギリス以外の英語圏（アメリカ、オーストラリア等）への波及効果を意識した提案をすること。

(4) 情報発信内容

上記(3)のターゲット、トライブを意識した情報発信内容とする。

- I 道内デスティネーションのブランディング
- II ミレニアル世代が楽しめる場所 アウトドア体験、食、風景(都市・自然)
- III 北海道固有の魅力発掘情報 インスタ映えする景色、食、カフェなど

[補足] 道内デスティネーションのブランディング

欧州市場における「北海道」の認知拡大とあわせて、道内デスティネーション（旅行先）を下記のように定義し、英語地名、訴求テーマ、来訪価値（魅力）を明確にして訴求すること。

- ① 札幌（200万都市、都市散策、ナイトライフ）
- ② 小樽・余市・積丹（港町、北前船文化、酒蔵・ワイナリー&ドメーヌ&ヴィンヤード）
- ③ ニセコ（国際的リゾート：ウィンターシーズン、グリーンシーズン）
- ④ 釧路・根室（釧路湿原、カヌー、タンチョウヅル、バードウォッチング、花咲線）

- ⑤ 知床（世界自然遺産、クルーズ船、流氷船、流氷ウォーク、流氷ダイビング、知床五湖ウォーク、ヒグマやオジロワシ等の野生動物、鮭の遡上）
- ⑥ 大雪山（トレッキング、火山ハイク、天然の足湯、カムイミンタラ：アイヌ文化）
- ⑦ 函館・松前（港町グルメ、城と5月の桜、北海道新幹線、夜景）
- ⑧ 富良野・美瑛（フラワー&アグリ、ウィンターリゾート、雲海）

[訴求テーマ例]

- A. 四季が豊かな大自然・エコ・サステナビリティ
- B. 食・地産地消・世界に通用する本物の食・多文化共生
- C. アイヌ文化（民族共生象徴空間ウポポイ、阿寒コタン、エコ&サステイナブルな文化）
- D. 道内7空港活用（東京と北海道の周遊）

(5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(6) 作成した記事や画像は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。

(7) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① 目標（KPI）設定を行うこと。
- ② Google アナリティクス等の分析ツールやその他データを基に、アクセス数やエンゲージメント数、ユーザー分析ならびに、潜在旅行客を含めた消費者、マーケットの市場嗜好・動向等を把握・分析し、次年度の取組の指針となるような報告書を作成すること。
尚、上記アクセス解析に活用する分析ツールの ID 及びパスワードを観光機構に報告し共有を行うこと。
- ③ 分析結果は Tableau に取り込めるデータで納品すること。

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和2年11月6日（金） 午後5時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：水谷 E-mail：m_mizutani@visithkd.or.jp
スコットニー E-mail：scotney@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) 事業実績報告
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載するこ

と。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① 観光プロモーション動画制作に必要な経費（企画制作費、掲載費、画像収集費、取材費等）
- ② 広告掲載に係る経費（取材費、広告制作費、広告掲載費等）
- ③ 記事掲載に係る経費（取材費、記事制作費等）
- ④ Facebook コミュニティグループと連携し、情報発信に関する経費
- ⑤ その他諸経費

10 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版/両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用を折り込むことは可とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

（例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。）

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：水谷、スコットニー） 電話 011-231-6736

(3) 提出期限 令和2年11月20日（金）午後3時 **※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAXやメールでの提出は不可。

12 企画提案に関するヒアリング

(1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。

(2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途お知らせします。

(4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。

(5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

(6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

13 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

14 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15 再委託について

再委託の予定がある場合は、下記の要件を遵守すること。

また、再委託先の事業者名、住所、金額、業務範囲を記載し、予め当機構の承諾を得ること。

- (1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）
・・・再委託を行うことはできない。
- (2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- (3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
・・・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

16 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場向け）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（欧州市場向け）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

- _____
- _____
- _____
- _____
- _____

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩